

# 伐採及び伐採後の造林の届出改正の概要について

(令和8年4月1日改正)

## 1 基本的な考え方

人工林資源の循環利用は大切なことです。健全な森林へ誘導するために、森林資源を保続し、造林、保育、伐採のサイクルを維持して適切な森林施業を行う必要があります。

しかしながら、曾於市においての伐採面積は年間平均約500ヘクタールで推移しており、うち再造林面積は年間平均約300ヘクタールとなっており、林業に適した山林が約200ヘクタール放置されている状況にあります。

また、大型機械の投入や粗雑に開設された作業路から土砂流出が発生したケースのほか、依然として公共の道路や水路等の構造物の破損が見受けられます。

基本的には、伐採届の記載内容を守る必要があることと（適当には書けないものになった。）、土砂流出などの災害を誘発する作業（無秩序な搬出路の開設作業と地表のかき見出しなどの開発行為）はできないことを認識していただきたい。

## 2 主な改正のポイント

### (1) 届出書の情報提供に係る同意

伐採届の記載内容について、市が再造林推進に活用するために情報提供することの同意取得欄の追加

### (2) 再造林の意向確認

再造林しない（天然更新等）の場合、「再造林しない理由書」の添付

### (3) 確約書の誓約事項の追加

確約書（様式2号）の確約事項に、伐採に係る問題等が発生した場合、「森林所有者及び伐採者の責任において、当事者間で解決し、市に一切迷惑をかけないこと」の追加

※伐採に起因する民法上のトラブル等について、伐採者として責任を持つて対応すること。

### (4) 伐採後の状況報告書

伐採後の状況報告書（様式9号）に現地状況写真の添付。

※状況報告書は伐採後、30日以内に必ず提出すること。

### 3 その他事項

#### (1) 伐採後の林地の転用について（伐採届出の再提出で転用）

太陽光や畑などへの無断転用が見受けられます。伐採後の山林であっても造林計画等に記載された事項が守られていない場合は、市が造林（植栽命令）を出す場合がありますので、必ず、伐採届出を再提出して転用を行うようにしてください。

#### (2) 伐採後の土砂流出対策について

伐採時に開設した作業路等からの土砂流出や、水路等への枝条等の流入のトラブルが増加しています。

作業路については、切土は極力、最小限とし、路面水が集中しないよう、短い区間で水切りを入れる等、分散排水を心掛けてください。

水路の付近を伐採する際は、木柵等により、枝条が水路へ流入しないようしっかりと山林内に留めるよう、お願いします。

#### (3) 伐採後の地拵えについて

伐採届提出時は、伐採後の造林の方法について、天然更新で提出したが、森林所有者の意向で、再造林に変更になる場合もあります。

天然更新予定地においても、等高線沿いに枝条を整理する等、伐採後にそのまま再造林が実施できるよう、必ず地拵えを実施してください。